

2015年2月3日

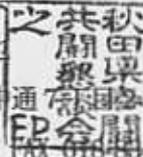
大仙市議会
議長 橋村 誠 様

秋田県春闘共闘懇談会

代表委員 中村 秀也

〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階

電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816



秋田県労働組合総連合

議長 星野 博之

〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階

電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816



労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める陳情

日ごろからのご奮闘に心より敬意を表します。

さて、働く現場では、体調不良を訴える労働者が続出しており、1日8時間、週40時間以内の労働で、健康で文化的な生活ができる社会の実現が求められています。仕事に追われて、睡眠時間を削って働き、心身の健康を損なって過労死や過労自死する人が後を絶ちません。不安定な雇用と劣悪な処遇も「うつ・不安障害」を発症させる傾向を高めます。そのリスクを抱える非正規雇用は増加の一途をたどっています。

過労死と失業と人手不足が併存するゆがんだ状況からの脱却は急務です。昨年の「過労死等防止対策推進法」の制定に続き、今国会では“ブラック企業”の根絶に向け、生体リズムを無視した働き方・働かせ方や不安定雇用の濫用を規制し、社会の劣化を防ぐ法制度の整備が求められています。

男女がともに安定して働き、子を産み育てられる社会を実現するため、貴議会において国に向けた意見書を採択していただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 「労働時間規制の適用除外の拡大」や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」はおこなわないこと。
2. 「正社員ゼロ・生涯派遣」につながる規制緩和はおこなわず、労働者派遣法を改正して、「均等待遇」と「臨時的・一時的な業務への限定」を明記すること。
3. 解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりはおこなわず、整理解雇の4要件を法律化するなど、解雇規制を強化すること。

以上

